

新	旧	備考
貿易保険の保険料率等に関する規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和4年6月17日 一部改正</u> 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。	貿易保険の保険料率等に関する規程 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。	
II 保険料率 〔1〕貿易一般保険約款（以下〔1〕において「約款」という。）に係る保険料率	II 保険料率 〔1〕貿易一般保険約款（以下〔1〕において「約款」という。）に係る保険料率	
7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率	7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率	
(4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057）に規定する特約（以下「プラント等増加費用特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、次の式により算出する。ただし、0.001%といずれか大きい方とする。 保険料率(%) = (a X + b) × <u>c</u> × 付保率 (i) 係数 a 及び b は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a 及び b とする。 (ii) X は、対象工事開始予定日から起算した対象工事終了予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。	(4) プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057）に規定する特約（以下「プラント等増加費用特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、次の式により算出する。ただし、0.001%といずれか大きい方とする。 保険料率(%) = (a X + b) × <u>0.2</u> × 付保率 (i) 係数 a 及び b は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a 及び b とする。 (ii) X は、対象工事開始予定日から起算した対象工事終了予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日）とする。	

<u>(iii) cは、プラント等増加費用特約第1条第1号及び第2号に掲げるてん補事由をてん補する場合は0.4とし、同条第1号及び第2号に掲げるてん補事由のうち、いずれか一方のみをてん補する場合は0.2とする。</u>		
[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[2]において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下[2]において「保証約款」という。）に係る保険料率	[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[2]において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下[2]において「保証約款」という。）に係る保険料率	
4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ[3] 1(1)において同じ。)) 当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）	4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあつては貿易代金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあつては借入金等のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあつてはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。（以下Ⅲ[3] 1(1)において同じ。)) 当たりの保険料率（OECD輸出信用アレンジメント民間航空機セクター了解（以下4及び5において「ASU」という。）の対象となる保険契約を除く。）	
(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合、OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合、又はOECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。	(2) (1)の規定にかかわらず、国カテゴリーがAである場合、OECD輸出信用アレンジメントに定めるカントリーリスクカテゴリー0若しくは高所得OECD国若しくは高所得ユーロ圏国に該当する場合、又はOECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions” <u>である外国法人</u>を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。	

[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率	[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率	
1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。	1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。（以下Ⅲ [3] 1 (2) 及び [4] において同じ。)) 当たりの基本保険料率は次のとおりとする。	
(6) 上記(1)から(5)までの規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions”を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。	(6) 上記(1)から(5)までの規定にかかわらず、OECD輸出信用アレンジメントに定める“Multilateral and Regional Institutions” <u>である外国法人</u> を債務者とする場合は、OECD輸出信用アレンジメントに定めるマーケットベンチマーク手法に基づく基本保険料率とする。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>		